

○内閣府令第五十六号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）を実施するため、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項に次の四号を加える。

三十六 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第二項において準用す

る独立行政法人通則法第六十四条第二項

三十七 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第二十条第二項

三十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第二十六条第二項

三十九 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第二十五条第二項

附 則

この府令は、平成二十七年十月一日から施行する。